

独立行政法人産業医学総合研究所の 中期目標期間の業務実績の最終評価結果

平成18年8月29日
独立行政法人評価委員会

1. 中期目標期間（平成13年度～17年度）の業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人産業医学総合研究所は、厚生労働省の附属機関であった産業医学総合研究所が、平成13年4月に新たに独立行政法人として発足したものである。

本評価は、平成13年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標期間（平成13年度～17年度）が平成18年3月末に終了したことに伴い、中期目標期間全体の業務実績についての評価を行うものである。

当研究所に対しては、国の附属機関から独立行政法人となった経緯を踏まえ、弹力的・効果的な業務運営を通じて、業務の効率性の向上、質の向上及び透明性の向上により国民の求める成果を得ることが強く求められている。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、中期目標期間各年度の業務実績の評価において示した課題等を踏まえ、最終評価を実施した。

(2) 中期目標期間の業務実績全般の評価

当委員会においては、当研究所が独立行政法人として発足して以来、業務により得られた成果が、「労働者の健康の確保」という当研究所の設立目的に照らし、どの程度寄与するものであったか、効率性、有効性等の観点から、適正に業務を実施したかなどの視点に立って評価を行ってきたところであるが、中期目標期間全般については、次のとおり、概ね適正に業務を実施してきたと評価できる。

業務運営の効率化については、理事長のリーダーシップの下、各部の体制にとらわれない柔軟な研究グループによる研究の実施、多数の研究員の配置換えの実施、若手任期付研究員の採用等、効率的で柔軟な組織づくりが行われるとともに、国際研究交流情報センターの創設、個人業績評価システムの構築、個人業績データ登録管理システムの導入等、新しい取組みがなされており着実に成果を上げている。また、経費の節減についても中期目標に掲げられた数値目標以上を達成するとともに、競争的資金の獲得等自己収入の増加にも取り組んでおり成果を上げている。

業務の中心である調査研究については、中期計画に基づき、労働現場のニーズ及び行政ニーズを踏まえた研究を効率的かつ的確に実施し、内部評価委員会及び外部評価委員会において評価を行い、評価結果を研究活動に反映させるとともに、評価結果及び反映内容をホームページで公表するなど、研究活動の質の向上、透明性の確保を図る取組みにも成果が上がっている。

特に、研究の成果、学会発表等の件数については、実績が中期目標に掲げられた数値目標を大幅に上回るなど、積極的な情報発信により研究成果の普及が

図られている。

このような中、当研究所の目的である「労働者の健康の確保」を取り巻く情勢をみると、石綿による健康障害、過重労働による健康障害、メンタルヘルス問題等、労働者の健康に係る問題が社会問題化しており、これら社会的・行政的なニーズに応じた研究に重点的に取組むことが求められている。また、国内外の関係機関との連携・交流・支援等を促進するなど、労働衛生に関する中核機関としての機能強化を行い、労働衛生研究の振興を図っていくことが必要である。

一方、当研究所は、独立行政法人産業安全研究所と統合され、独立行政法人労働安全衛生総合研究所となるとともに、役職員の身分の非国家公務員化がなされたところであり、新しい中期目標を達成するため、今後、特に以下の点に留意する必要がある。

- ① 産業安全分野、労働衛生分野を所管する総合研究所として、現下の労働安全衛生情勢に対応した調査及び研究等を進めるとともに、産業安全分野及び労働衛生分野に係る調査及び研究を一体的に実施できる体制を構築し、それぞれの研究者の知見を活用した学際的研究を推進すること。
- ② 調査及び研究に直接携わらない間接部門の合理化を図り、経費を節減すること。
- ③ 非公務員化のメリットを活かし、大学、企業等との共同研究を一層促進すること。

中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化について

業務運営の効率化については、業務運営体制、内部進行管理、経費の節減等中期目標以上の成果を上げており評価できる。

業務運営体制については、理事長のリーダーシップの下、各部の体制にとらわれない柔軟な研究グループによる研究の実施、個人業績評価に基づく多数の研究員の配置換えの実施、若手任期付き研究員の採用など、効率的で柔軟な組織づくりを行っている。

特に、新たに国際研究交流情報センターを設置し、各国の労働衛生機関の連携強化、研究者の交流を図る取組みを軌道に乗せたことは評価できる。

内部進行管理については、内部評価委員会において研究評価及び個人業績評価を実施し、評価結果を研究員の配置換えや予算配分等に反映するシステムを構築することにより、研究者のインセンティブを高める取組みが実施されてい

る。

経費の節減等については、省エネルギー活動の徹底、競争入札の徹底、外部資金の獲得、自己収入の確保等の努力を行い、運営費交付金を充当して行う事業について、中期目標期間の支出総額は6,974百万円となり、中期目標期間で運営費交付金の2%に相当する額を節減するという目標は達成した。

また、研究施設、設備の共同利用等については、関係の規程を整備するとともに、大型研究施設の共同利用や有償貸与に関する積極的な広報に努めている。

今後、業務運営の一層の効率化を進めるため、業績評価に係る負担の軽減を含め評価制度をより適切なものとしていくことや、経費の節減についての更なる努力が期待される。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上について

① 労働現場のニーズの把握

労働現場のニーズの把握と業務運営への積極的な反映については、国内の労働衛生重点研究を戦略的に推進するための「労働衛生重点研究推進協議会」の設置や公開シンポジウムの開催等により、最新の研究動向に関する情報を提供するとともに、労働現場のニーズを積極的に取り上げる努力を行い、研究所内の優先研究課題を選定し、戦略的に研究を進める活動が行われている。

② 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施

調査研究については、労働現場のニーズ及び行政ニーズを踏まえ、中期目標において示されたプロジェクト研究に関して13課題を効率的かつ的確に実施し、内部評価委員会及び外部評価委員会において評価を行い、評価結果を研究活動に反映させるとともに、評価結果及び反映内容をホームページで公表するなど、研究活動の質の向上、透明性の確保を図る取組みにも成果があがっている。

特に研究の成果については、プロジェクト研究の成果として「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」(平成16年6月公表)が社会的に大きな関心を集めるとともに、厚生労働省通達「熱中症の予防対策におけるWBGTの活用について」(平成17年7月29日付け基安発第0729001号)に反映され、また、基盤的研究の成果が「蛇紋岩系左官用モルタル混和材による石綿ばく露の防止について」(平成16年7月2日付け基発第0702003号)、「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成17年6月22日付け基安化発第0622001号)に反映されるなど、一般社会及び行政への貢献が図られており高く評価できる。

また、積極的な情報発信により研究成果の普及を図るとともに、数多くの研究を抱える中で、迅速かつ的確に災害調査等を実施し、行政に貢献してい

る。

労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定については、WHO、ISO、OECD等の国際機関に設置された国際委員会においては、ISO/TC108/SC4（人体振動）の全身振動規格見直し特別委員会のISO本部の議長として参加するとともに、JIS等の国内の委員会等においては、防振手袋の振動軽減効果に関する研究の主任研究者がJIS T8114（防振手袋）に関するJIS規格改定制定委員会の委員長になるなど積極的に委員等を派遣し、国際・国内基準の制改定に協力しており、その貢献度は高く評価できる。

また、労働衛生に関する国内外の科学技術情報、資料等の調査については、行政等からの要請等に応じて、科学技術情報、資料等の報告を適切に行っているが、さらに広範囲な科学技術情報の収集等を行い、行政ニーズに対応することが期待される。

今後は、調査研究の一層の充実を図るため、国内外における労働衛生分野の中核的機関として、国内外の科学的知見の集約・分析を行い、さらには行政のニーズに対応しうる調査研究を実施し、その研究の成果が行政施策の展開に密接に反映しうる研究を促進する等、労働衛生研究の振興を図っていくことが必要である。また、調査研究の成果等について行政への助言を積極的に行うこと期待する。

なお、石綿については、予防的な観点から研究を実施し成果を上げてきており、石綿の新たな分析方法に関する調査研究の成果が、従来「無石綿製品」として販売されていた商品を市場から排除するための厚生労働省通達の内容に生かされるなど、研究の成果が行政施策に反映されていることは評価できる。今後、引き続き予防的な観点から調査研究を実施し、行政施策に的確に反映されるよう取組むとともに、研究の成果が国民に理解されるよう積極的に情報発信していくことが期待される。

③ 外部評価の実施及び評価結果の公表

外部評価については、評価の実施が定着しており、評価結果の研究活動への反映、評価結果及び反映内容の公表も適切に行われている。また、平成17年度のプロジェクト研究に関する評価においては、評価結果によって研究費配分額を増減する取組みが行われている。今後、研究課題の分野に応じて、当該分野の評価者を加える等の考慮も必要である。

④ 成果の積極的な普及・活用

調査研究成果の普及及び活用については、多忙な研究・調査活動を行っている中で、学会発表等に積極的に取り組んだ結果、発表件数が大幅に増加し

(平成13～17年度実績 学会発表1,108回、論文発表696報)、中期目標の学会発表1000回以上、論文発表400報以上という目標を大幅に上回るとともに、12件の学会賞等を受賞するなど量・質ともに高い水準にある。

また、研究成果を「産業医学総合研究所年報」や「Industrial Health」、「産医研ニュース」等として発信するとともに、一般誌への寄稿、講演など幅広い手段を活用して成果の普及を行っている。さらに、研究成果をデータベース化し、「産業医学総合研究所年報」や「Industrial Health」、「産医研ニュース」の全文をホームページに公開するとともに、一般のコンピューター作業者向けの自己学習ソフト「オフィスの作業改善プログラム」を提供するなど、ホームページの充実を図り研究成果を積極的に公開している。

国内外の労働衛生研究の状況把握等については、客員研究員交流会、産業医学総合研究所・産業医科大学産業生態科学研究所研究交流会、労働衛生重点研究推進協議会等の活動等を通じて積極的に行われている。

特に、「Industrial Health」誌の定期的な発行により、アジア各国の研究者に論文発表の機会を与えるとともに、アジアの労働衛生機関等へ積極的な情報提供が行われていることは高く評価できる。

講演会等の開催については、公開シンポジウムやセミナーの開催や研究施設の一般公開など多様な方法で積極的な研究成果の普及が行われている。

知的財産権の活用促進については、関係の規程を整備し、特許取得に積極的に取り組んでいる。

今後は、自己学習ソフトの充実や研究成果の一般誌への寄稿の充実を期待するとともに、知的財産の活用促進についても、成果を求めにくい分野ではあるが、一層の努力が求められる。

⑤ 国内外の労働衛生関係機関等との協力の推進

若手研究者等の育成への貢献については、国内外の若手研究者の受け入れや大学・民間等他機関からの求めに応じ講義・実習等の指導を行うとともに、JICAの対マレーシアプロジェクトへの技術協力を実施している。

また、「アジア労働衛生研究センター会議」や「21世紀の公衆衛生と産業保健に関する中国・日本国際シンポジウム」の開催、国内外の研究機関との研究協力協定の締結、平成17年度には3大学と協定締結の同意が得られるなど国内外の労働衛生関係機関等との協力が積極的に行われており、その結果、共同研究の割合が増加している。

(3) 財務内容の改善等について

運営費交付金以外の収入の確保については、科学研究費補助金等競争的資金

の獲得や、技術指導、委員派遣、パンフレットの有償配布等の活動を通じて、自己収入の確保に努めている。研究施設・設備の利用については、外部機関との共同利用や貸与を促進する努力は認められるものの、設備の価値を考慮すると有償貸与については増加の余地が認められる。

職員の人事については、資質の高い人材を幅広く登用するため、新規職員の採用を全て公募にした。このうち、外国籍の若手任期付き研究員が内部評価委員会による評価の複数の項目で最高ランクを得るとともに、専門性と緊急性の高い業務を行うことができる国立大学教授の採用、定年退職者の再任用など計画的かつ効果的な人事が行われている。

施設・設備については、計画に沿って適切に更新されている。

今後も、競争的資金等の獲得、効率的な施設等の利用に向けて一層の努力を行うことが期待される。